

財務省告示第二百五十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年八月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年九月九日

財務大臣 伊吹文明

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第七十四

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九

三 法律及びその 一年法律第二十三号）第四十六条第

四 振替法の適用 社債等の振替に関する法律（平成

五 用等 十三年法律第七十五号。以下「振

六 替法」という。）の規定の適用を

七 受けるものとし、その振替機関は

八 日本銀行とする。

九 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札」と同時に行われる入札で

あつて、「価格競争入札において

定められた利率をその利率と

し、「価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその発行価格

とするものによる発行（以下「非

競争入札発行」という。）、「価格

競争入札」と同時に行われる入札

であつて、財務大臣が各国債市

六		八										五			
イ		イ										イ			
発		方										募			
入札発競争	価格競争額	入札発競争	・	別第参加者	債市及場	行争入札発競争	非入札発競争	者・別第参加者	特参場	国債市	札発競争	非競争入	入札発競争	価格競争	法入決定
う	額														
ち	面														
、	金														
特	額														
別	で														
会	一														
計	兆														
に	七														
関	千														
す	三														
る	百														
法	八														
律	億														
第	円														

場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下を国債市場特別参加者）という。）及び価格競争入札発行（以下を国債市場特別参加者）という。）

各申込みのうち応募価格の高いものからそのうち応募価格の順次割り当てられる。各申込みの応募額を案分により各割当てられる。特別参加者ごとの応募限度額を範囲内において各申込みの応募額を割り当てられる。

うち金額特別会計に關する法律第

十 十
三 二

の 経 利
払 過
込 利
み 子 率

(一) 年一〇パーセントは、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.0}{100} \times \frac{66}{365}}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収される口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合)は、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額(を控除)することができる。

十 四
初 期 利 子

平成二十年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.0}{100} \times \frac{1}{2}}$$

二十	十九	十八	十七	十六		十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限	後の第二期利子
平成二十年八月二十五日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額につき百円	平成二十五年六月二十日	る利息を支払う。	い、その日以、前六月間に属す
						日を支払う。及び十二月二十
						毎年の六月二十日及び十二月二十